



がん治療による外見の変化にお悩みの方へ

ウィッグ胸部補整具等

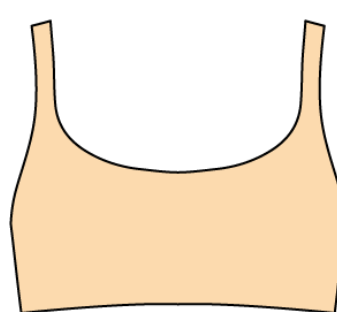
購入等費用助成のご案内

ウィッグ
(毛髪付き帽子を含む)



上限 **3万円**

胸部補整具
エピテーゼ(人工補整物)



補整下着
補整パッド



人工乳房、鼻、耳等

上限 **2万円**

茂原市では、がんにより患された方が、治療を続けながら社会参加等を継続するための支援として、がん治療に伴うアピアランス(外見)の変化に対処する目的で購入又はレンタルした補整具等の費用を助成します。

茂原市役所健康管理課

☎ **0475-20-1574**

〒297-8511 千葉県茂原市道表 1 番地

<https://www.city.mobara.chiba.jp/0000009314.html>



対象となる方

次の①～④のすべてに該当する方

- ① 申請日時点で茂原市に居住し、住民基本台帳に記載されている方
- ② がんと診断され、その治療による外見の変化を補完するために医療用補整具を購入又はレンタルされた方
- ③ 過去に茂原市又は他自治体を実施する同様の助成を受けていない方
- ④ 市税の滞納がない方

助成回数・申請期限

回数

対象者 1 人につき次の区分ごとに 1 回ずつ。

区分 1)ウィッグ 区分 2)胸部補整具及びエピテーゼ

期限

購入又はレンタル開始した次の日から 1 年以内。

購入から助成金交付までの流れ

1. ウィッグ又は補整具等の購入・レンタル

購入・レンタル時には、必ず領収書を受け取ってください。



2. 助成金の交付申請・請求

健康管理課に下記の必要書類を郵送もしくは持参してください。

- ☐ 申請書(市公式ウェブサイトからダウンロード可)
- ☐ がんの治療(手術、薬物療法、放射線療法等)を受けたこと又は現に受けていることが確認できる書類の写し(診断書や治療方針計画書等)

※がん治療に伴う脱毛、外科的治療等による部位の変形や欠損又はそれらのおそれが見込まれることを証明する書類であって、助成対象者の氏名及び医療機関名等が記載されているもの

- ☐ 医療用補整具の購入又はレンタルに係る領収書(氏名、購入・レンタル開始日、品名、金額、領収発行者の名称の記載があるもの)の原本
- ☐ 振込先が確認できるものの写し
- ☐ 助成対象者と申請者が異なる場合：(同一世帯)申請者の身分証明書の写し
(別世帯)申請者の身分証明書の写しと委任状
- ☐ その他必要書類



3. 交付額の決定・助成金の交付

申請内容の審査完了後、交付決定通知書を郵送し、申請時に指定された口座に助成金を振り込みます。申請から助成金振込まで 2 カ月ほどかかります。

